

京都市告示第 7 号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

平成30年4月2日

京都市長 門川大作

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する 障害区分
嶋津 孝幸	医療法人同仁会（社団） 京都九条病院	循環器内科， 内科	心臓，腎臓	呼吸器

（地域リハビリテーション推進センター企画課）